

第2回 善通寺市学校等再編整備討委員会 議事録

1. 日 時 令和6年12月26日(木) 午後7時～午後8時20分
場 所 善通寺市役所4階 401～403会議室

2. 出席委員
- | | | | |
|-------|----|--------|----|
| 片山 昭彦 | 委員 | 高畑 智 | 委員 |
| 畑田 裕康 | 委員 | 大林 勇太 | 委員 |
| 横田 飛真 | 委員 | 宮武 有奈 | 委員 |
| 徳山 恵 | 委員 | 田嶋 三枝 | 委員 |
| 町田 由紀 | 委員 | 山本 幾代 | 委員 |
| 井内 礼子 | 委員 | 大西 英和 | 委員 |
| 森江 清文 | 委員 | 田中 康隆 | 委員 |
| 松村 早記 | 委員 | 草薙 めぐみ | 委員 |
| 森 史郎 | 委員 | 高畑 光宏 | 委員 |

3. 市側出席者

保健福祉部長	中山 淳	子ども課長	北谷 英樹
教育部長	尾松 幸夫	教育総務課長	山地 匠
教育総務課長補佐	林 健一郎		

4. 議 事
- ①市内保育所・こども園の現状と令和7年度の園児数(予測値)について
 - ②認定こども園について
 - ③市立幼稚園・保育所をこども園に再編する場合の試算について

5. 概 要

〔事務局〕

本日は、昼間のお仕事等でお疲れのところ、また年末のお忙しい時期にも関わら

ず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第2回学校等再編整備検討委員会を開催します。

本会議につきましては、善通寺市学校等再編整備検討委員会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が議長となります。

片山会長、進行の方よろしく申し上げます。

〔議長〕

本日もどうぞよろしく申し上げます。

年末のお忙しいところ、皆さまの貴重な時間を頂いて会を進めていきますので、色々な意見をいただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

まず、事務局より配付資料の確認をお願いします。

〔事務局〕

皆さまのお手元にお配りしている資料の確認をさせていただきます。

一番上に本日の次第、その次に座席表となっています。その次に、本日の資料、資料①～⑦までお配りしています。

議事①市内保育所・こども園の現状と令和7年度の園児数（予測値）について

〔議長〕

皆さまのお手元に資料が揃っているようですので、議事に入ります。

まず、議事①「市内保育所・こども園の現状と令和7年度の園児数（予測値）」について、事務局から資料の説明をお願いします。

〔事務局〕

まず、資料①から説明します。

こちらは、市内の保育所・認定こども園の定員および入所者数を一覧表にまとめたものです。人数は、令和6年12月1現在となっています。

ここで、ちょっと聞き慣れない「1号・2号・3号」という表記について、ご説明します。

これらは、子ども子育て支援法の規定に基づく子どもの認定区分を示すもので、

それぞれ、1号認定・2号認定・3号認定とされています。

1号認定は、満3歳以上の小学校就学前の子どもで、次に説明します2号認定以外の子どもが該当します。

2号認定とは、満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者が仕事や病気、その他理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるとされる子どもです。

分かりやすく表現すると、「家庭状況から、家庭以外での保育が必要であると認められる子ども」です。

3号認定とは、満3歳未満の小学校就学前の子どもで、2号認定と同じような理由で家庭において必要な保育を受けることが困難であるとされ、家庭以外における保育が必要であると認められる子どもが該当します。年齢要件以外は、2号認定と同じです。

また、これらの認定区分により、利用できる施設が異なります。

1号認定者については、幼稚園、それから認定こども園の幼稚園枠が利用できますが、保育所の利用はできません。

2号認定者は、保育所、認定こども園の利用ができます。3号認定も同じで、保育所と認定こども園の利用ができます。

それでは、表内の人数について説明します。

1番目と2番目は公立保育所で、2号認定と3号認定を合わせて定員は150名です。入所者数は125名です。

次に、3番目から7番目までが私立保育所・認定こども園等ですが、1号認定の定員が30名、2号・3号認定の定員が427名となっています。

入所者数は、1号認定が27名、2号・3号認定が412名です。

以上で、資料①の説明を終わります。

〔議長〕

今の説明について、何か質問などがありますか。

1号認定・2号認定・3号認定について、分かりにくいと思いますが、大丈夫ですか。

〔委員〕

特に質問等なし

〔議長〕

現在、保育所や子ども園の運営に関わられている方、いかがですか。

〔委員 A〕

同一の保育所内で3人の保育士が育休中で、配置基準のこともあり、入所を希望して待っておられる方もいらっしゃるので、ハローワークで求人を出すなどして、代替の保育士に勤務してもらっているところですが、もう少し多い人数を用意したいところ、現状やはり人員不足となっています。

〔議長〕

ありがとうございます。他に付け加えることなどありますか。

〔委員 B〕

認定こども園においては、1号のお子さんが、いわゆる幼稚園のお子さんと同じようになりますが、途中で帰られるお子さんもしれば、預かり保育という形で残るお子さんもいるので、（結果的に／事務局注）お仕事の有無に関わらずお預かりできる、という状況になっています。

また、私立の保育所やこども園だと、3月になると入所者数が増える、ということがあります。

〔議長〕

ありがとうございます。

私の方から質問なのですが、1号と2号・3号の区別は分かりやすいと思いますが、2号と3号の区分というのは、幼稚園に入るかどうかの年齢区分で分けている、ということなのでしょうか。

〔事務局〕

これは法律で決まっている内容でして、そこまで詳しくは規定されていませんが、おそらく、おっしゃられたとおり幼稚園に入園できる年齢とそれ以前で区分されていると思います。

〔議長〕

他に、何かありますか。

〔委員 C〕

1号認定の件ですけれども、1号認定の場合は市内・市外に関わらず入園が可能なので、善通寺市外の施設に通う子どももいれば、善通寺市外から市内に通ってくる子どももいます。

〔議長〕

では、例えば職場が善通寺市にあって、通勤の時に市外から来て預ける、ということも可能ですか。

〔委員 C〕

満3才以上であれば、可能という認識です。

〔委員 D〕

1号認定のお子さんは、教育・保育時間が、2号・3号認定のお子さんとは大きく異なります。2号・3号認定のお子さんは保護者が就労しているなどの条件がありますので、保育時間が長くなります。

〔議長〕

さきほど、待機児童がいる旨の発言がありましたが、資料の数字だけを見ると定員より在園時数の方が少ないところも多く、これはどのように理解したらよいでしょうか。

〔委員 A〕

特定の保育所に入れられないため育休を延長しているような事例なので、（市の定義的には／事務局注）待機児童ではないのですが、例えば0歳だったら3人に1人の保育士が必要なのですけれども、0歳児が3人待っていたとして、産休代替の保育士が見つければ3人を受け入れられる、という意味です。

実際、1月に産休代替の保育士が見つかり、2月から受入れ人数を増やす保育所もあります。

〔委員より、認定こども園の区分に関する資料が共有される〕

〔事務局〕

1号認定・2号認定・3号認定については、お配りした表の真ん中の部分を見てい

ただくと分かりやすいと思います。

3・4・5歳の児童、年少・年中・年長のお子さまですが、この年齢の児童が幼稚園や認定こども園に入るということで、いわゆる教育時間を受ける子どもが、1号認定ということになります。

2号認定・3号認定については、その下になりますが、0・1・2歳がいわゆる3号認定のお子さん、それから3・4・5歳のお子さんが2号認定ということで、いわゆる保育が必要な方となります。

さきほども説明しましたとおり、就労などの理由で保護者が保育することができず、施設で保育することが適当であると認められるお子さんが、2号認定・3号認定ということになります。

1号・2号・3号の違いをざっとまとめますと、まず、年齢区分において、0・1・2歳のお子さんは3号、3・4・5歳で施設での保育が必要と認められるお子さんは2号、教育施設として幼稚園等を利用されるお子さんが1号、となります。

〔議長〕

ありがとうございます。今の事務局の説明について、何か質問などありますか。

〔委員、特に質問なし〕

〔事務局〕

資料③と資料④についても、議事①の中で説明させていただきたいです。

〔議長〕

では、説明をお願いします。

〔事務局〕

資料2については、前回お配りした地図の中に、市立保育所であるとか、民間のこども園・幼稚園などが入っていませんでしたので、それらを追加したものです。

資料3をご覧ください。こちらは、市内の公立幼稚園に関する令和7年4月1日における予想人数を記したものです。

年少・年中・年長とありますが、この年中と年長の人数については、11月1日の在園数をそのままスライド、つまり、11月1日現在の年少のお子さんの数を年中に、年中のお子さんの数を年長に記載してあります。

ですので、ここで言う年中の 97 人というのは、11 月 1 日では年少の方、年長の 133 人というのは、11 月 1 日では年中の方の数となります。

また、年少のお子さんの数については、令和 7 年の 4 月に新たに入園してこられるお子さんですが、こちらについては、現在、入園申請をいただいている数などが、ある程度固まった数値としてお出しできる状況にありませんので、この 95 人については、機械的に算出した数値をいれています。

年少人数の算出については、まず人口統計で、現在の 2 歳児さんで来年度年少になる方が、11 月 1 日現在で 198 人いますので、そこから保育園等に継続して通われる方、民間の幼稚園などに入園される方などを、令和 5 年度から 6 年度になったときの比率をそのまま使用し、予測値を算出すると 95 人となりましたので、年少の人数を 95 人と予測しております。

次に、資料④をご覧ください。これは、先ほどの資料①と全く作りが同じですが、来年度の人数予想となっています。11 月中に新年度の入所募集を締め切り、現在集計中ではありますが、12 月 9 日現在の集計速報値を記載したものです。

集計中ですので、その人数は刻々と動いておりますが、参考値ということでお示しするものです。

資料に関する説明は、以上です。

〔議長〕

今の資料③・④の説明について、何か質問などありますか。

〔委員〕

特に質問なし

議事②認定こども園について

〔議長〕

それでは、議事②「認定こども園について」に移ります。

事務局より、資料の説明をお願いします。

〔事務局〕

資料⑤をご覧ください。

こちらは、平成 27 年度に新たな子ども子育て支援の制度が始まったときの資料になりますので、少し古いものになりますが、補足しながら説明いたします。

まず、認定こども園の 4 種類の比較とありますが、認定こども園には、そちらの表にありますとおり、「幼保連携型」認定こども園、それから、「幼稚園型」・「保育所型」・「地方裁量型」の 4 種類の認定こども園があります。

四つのタイプの施設の大まかな内容としては、まず「幼保連携型」が一般的なこども園で、保育所と幼稚園の両方の機能を持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たす施設です。

「幼稚園型」は、認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たす施設、「保育所型」は認可保育所が保育が必要な子ども以外も受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設、「地方裁量型」は、幼稚園、保育所、いずれの認可もない地域の教育保育施設、いわゆる無認可の保育園とかそういった施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプということになります。

こちらの表の 3 段目真ん中にある、職員の要件をご覧ください。

幼保連携型認定こども園では、保育教諭として、幼稚園教諭と保育士資格の両方を持っていることが必要となります。

本市では、平成 24 年度の採用から、幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持つ方を正規職員として採用しています。

また、ページの下部に、「保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について」という欄がありますので、ご覧ください。

先ほど申し上げたとおり、この資料は平成 27 年当時のものでして、欄の一番下に米印で「新制度施行から 5 年間の特例です」とありますが、現在、この特例については、15 年間となり、令和 11 年度末まで延長されています。

また、表の 4 段目、「給食の提供」という欄がありますが、そちらで幼保連携型認定こども園のところを見ますと、最後に括弧書きで「満 3 歳以上は外部搬入可」となっていますが、原則として、自園調理が必要です。

したがって、認定こども園を設置する場合は、調理場が必要となります。

裏面をご覧ください。

こちらは、「幼保連携型認定こども園の認可基準」です。

新設の主な基準の欄、その一番上「学級編制・職員配置基準表」につきまして、こちらの職員配置基準も令和6年9月に改正されており、2段目の4・5歳児は、現在は25対1、つまり25人に1人の保育士が必要と、3歳児にいては、20体1に改正されていますが、こちらも5年間の経過措置が設けられていますので、現在は、このままの配置基準でも構わないということになっています。

他の配置基準については、変更はありません。

資料⑤の説明は以上になりますが、参考として、資料⑥「県内の幼保連携型認定こども園の一覧」をお配りしています。これは県が作っている資料ですが、幼保連携型認定こども園に限っていますが、公立それから私立の認定こども園の令和6年度の状況ということで、参考資料としてご覧いただければと思います。

資料の説明は、以上になります。

〔議長〕

今の説明に対し、何か質問などありますか。

〔委員〕

特に質問なし

〔議長〕

特にないようですのでこのまま議事を進めますが、最後にでも結構ですので、質問などありましたらお受けします。

議事③市立幼稚園・保育所をこども園に再編する場合の試算について

〔議長〕

では、議事③「市立幼稚園・保育所をこども園に再編する場合の試算について」に移ります。

事務局より、資料の説明をお願いします。

〔事務局〕

資料⑦をご覧ください。

こちらは、市立の幼稚園・保育所の園児数に基づき、認定こども園の規模を試算した資料です。こちらの資料ですが、右上に記載していますとおり、令和6年12月1日現在の、市立幼稚園と保育所の在園児数を単純に2園または3園に分けたものになり、先ほどの1号・2号・3号の区分ごとに、園児数を算出しています。

まず、2園案の資料をご覧ください

2園とした場合、1園当たりの園児数は245名になります。このうち、幼稚園部分にあたる1号認定の園児数は53名、3～5歳の保育が必要となる2号認定の児童数は141名、また、0から2歳の3号認定の園児は51名となります。

それから、資料の下側、配置基準による必要職員数ですが、先ほどの令和6年9月改正の配置基準により職員数を換算しますと、それぞれ園の園児の配分を変えているところがありますので、20から21名の職員数が必要になり、合計で41名の職員が必要となります。

それでは、次に裏側の3園の方をご覧ください。

単純に3園とした場合の1園当たりの園児数は163から164名ということになります。1号認定の園児数は35名、2号認定は94名、3号認定は34名となり、1園当たりの職員数は15名、3園合計で45名の職員が必要となります。

この職員数ですが、あくまで基準に基づくものですので、実際にはこれ以上の職員が必要になってくると思われます。

また、2園案・3園案ともですが、今現在幼稚園に入園している園児のうち、幼稚園で行っている預かり保育、スタディーアフタースクールと呼んでいますが、こちらを利用している園児について、2号認定ということで、この表ではカウントしていません。

これは、スタディーアフタースクールの利用の要件が、保護者の就労等の理由で、ご家庭で保育することができないということですので、この要件が2号認定の要件と合致するためです

ちなみに認定こども園となった場合のイメージですが、3歳から5歳について、午前中は1号認定の園児と2号認定の園児が同じ部屋・教室で過ごすことが可能です。

その後、お昼を食べた後について、例えば2号認定の園児については午睡・お昼寝に入り、その間に、1号認定の園児は午後の課題等を少しやって2時頃に帰宅する、2号認定の園児がお昼寝をした後は、2号認定の園児だけで帰りの時間まで過ごす、というようなケースになってくるかと考えています。

ちなみに、先ほどの資料⑥の「県内のこども園の状況」において、2園案の1園当たり245名ということで見てみると、高松市の林こども園が226名、観音寺市の観音寺こども園が、少し多いですが323名、大野原こども園が267名、裏面2ページ目になりますが、綾川町の滝宮こども園が277名などとなっており、このあたりが、似たような規模の幼保連携型認定こども園であり、県内の公立のこども園の中でも、大きな規模のこども園ということになります。

また3園案でみますと、高松市の甲南こども園が173名、丸亀市の垂水こども園が167名、観音寺市の豊浜こども園が155名、それから2ページ目のまんのう町の満濃南こども園が171名といったところが、似たような規模のこども園になってくるかなと思っています。

今回の資料は、あくまで単純に2園3園を同じ園児数とした場合にどのようなのかを試算したものですので、実際はこのようにきっちりと半々になることはないと思いますが、2園案・3園案のある程度の規模感というものを掴んでいただければと思います。

また、あくまでも現在の園児数で算出したものですので、今後、園児数は減少していくことが考えられます。

今後の検討における最初の資料としていただければと思います。

以上で、今回の資料の説明を終わりますが、今後、委員の皆さまの方で「このような資料が欲しい」とか「こういう試算をして欲しい」とかありましたら、ご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔議長〕

事務局より、保育所・幼稚園の園児数を基準に、2園案・3園案ということで、園の規模感について説明がありました。

このことについて、質問などありますか。

〔委員 E〕

こども園と幼稚園を別で切り離して考えていますか。子どもの人数は 850 人くらいだと思いますが、資料⑦の人数 490 人だと少ないと思うのですが。

〔事務局〕

資料⑦については、市立の幼稚園と保育所を合わせてこども園にした場合の想定です。最初の議題①のところでご説明した保育所・認定こども園の状況のうち、善通寺保育所と竜川保育所に在籍している園児と、市立幼稚園 8 園の園児を合わせた人数で試算していますので、私立の保育所等の子どもについてはカウントしていません。

〔委員 E〕

善通寺市全体で考えているのではないのですか。

〔事務局〕

今回の再編については、あくまでも市立の就学前施設、保育所と幼稚園の再編ということで考えていますので、私立の保育所・こども園については、一旦この中には入れず、公立の保育所・幼稚園をこども園として再編することを想定した資料となっています。

〔委員 E〕

公立の善通寺保育所と竜川保育所のことを考えて、ということでもいいですか。

〔事務局〕

はい。公立幼稚園の方はまた別で、幼稚園の方は 8 園で 325 名ですから、その人数を合わせた数、ということになります。

〔委員 E〕

分かりました。

〔委員 F〕

2 園案と 3 園案を出していただいている人数は、そういうことで納得したのですが、善通寺市には私立の保育園もあるわけで、そこを無視するわけにはいけないと思うのですが、私立の場合はビジネスという性質があると思います。そこに市立のこども園などが参入してきたときに、希望者数などがどのように変動するのか、ということをおお程度予測を立てて考えてあげないと、私立の保育所の人数が少なくなる

とか、やはり影響が出てくると思うので、そのあたりはどのようにお考えですか。

〔事務局〕

先ほどの議題①で説明しましたとおり、それぞれの施設には定員があります。実は、幼稚園にも利用定員というのがあります。そういったところで、新たな子ども園を作るということになった場合、定員をどうするかということが大事になってくると思います。

私立の保育所・こども園の現在の定員は資料①のとおりですが、そこに新たに公立でこども園を作った場合には、1号の定員・2号3号の定員というのをそれぞれ定めますが、公立の方があまりにも定員を大きくし過ぎると、当然私立の方に影響が出てしまうかと思います。そのあたりは、「子ども子育て支援計画」というものを、5年ごとだったかと思いますが作っていますので、そういったところで計画をして、就学前施設の定員などを計画・調整をしていく必要があると考えます。

〔委員 F〕

説明、ありがとうございます。

ということは、他の市町のことは分からないのですが、公立のこども園ができた場合、そちらの方が人気というか、希望者が多いような前例がありますか。

もし、そういった傾向があるとして、公立子ども園のキャパを大きく設定した場合、将来的に少子化が見込まれるなかで、公立のこども園の方の定員を下げていく必要が出てくると思います。

私立の保育所は、ある程度のキャパと人数を確保してあげないといけないので、その場合、大きなこども園を市が建てた場合、過大施設となり、余った部屋がでてきたりすると思うのですが、そのあたりはどのように考えたらいいのでしょうか。

〔事務局〕

おっしゃるとおりだと思います。ただ、そこまで踏み込んだところまでは、まだ考えられていませんので、まずは今の人数でこども園に再編した場合のシミュレーションはどうなるのかを、まず今回お示したところです。

ご心配いただいているように、新しく建て替えるとなれば、そちらに人気が出るという可能性もあります。ただ、これまで私立の保育所・子ども園などが脈々と経営を

なされてきたところ、経営に対する信頼感といったものもあり、非常に人気があるところですので、その辺りのも加味しながら、民間の施設を脅かすことのないような形で進めたいと考えています。

また、2園・3園のこども園を一度に整備することは難しい状況ですので、例えば、1園目を整備した後、その時の状況を勘案しながら、2園目の定員を絞っていくというようなことも必要かと思います。

〔委員 D〕

善通寺市のお子さんを預かる保育所であったり、幼稚園であったりすると思いますので、それは全体のことを考えて進めないといけないと思っています。

例えば、前回の資料と今回の資料を見てみると、子どもの数が、令和6年は889人となっています。（事務局注：資料①と資料③の合計の和）

そして、令和5年、2023年に保育所やこども園・幼稚園で過ごしているお子さんの数が985人となっており（事務局注：第1回配付資料の数値）、数字の読み間違いがあるかもしれませんが、そうすると1年で約100人減っているということになります。

以前から、2030年までの子どもの数の減少が危惧されているのですが、仮に毎年子どもの数が100人ずつ減っていくとどうなるか、試算すると、恐ろしい結果になります。

そして、子ども子育て会議の資料で、令和12年・2030年までの子どもの人数の推移が出ている資料を見たところ、816人となっていました。

490人規模の公立のこども園が建つとしたら、816人から490人を引くと、326人になります。それを聖母幼稚園と民間の5園で割ると、今の子どもの数よりもぐっと少なくなって、54名になります。

そして、ポエムさんは小規模なんで、その数を外したとしてもね、1園65人の子どもをお預かりするということになるので、今の数字を見たら、大幅な減になります。

ですので、これは公立の問題というふうに切り分けて考えるものではないと思います。

善通寺市民のお子さんが全体で何人いるからこうなるんだ、ということを計算しながら考えないと、大きな建物二つも建てたけど子どもがいない、ということになりはしないでしょうか。

ですので、皆さん一緒にぜひ考えていただきたいと思っている一点目は、人口の推移、特に子どもさんの数を、どういう数を見込んで2030年まであと7、8年なのですが、そのときに、子どもの数がどのぐらいになっているのかっていう数の表し方と、読み取り方と分析をしないと、今の数をこういうふうに分けたらっていうのを考えもあると思いますが、それはちょっと危険ではないかと私は思っています。

まずしっかりと子どもの人口推移を市が示してくれて、2030年には子どもの数がこうなるから、こういうことをしていきませんか？という案を委員会では検討すべきだと思っています。

公立がどう民間がどうではなくて、両方が共存していける、善通寺市のお子さんを預かる園として考えていくべきではないかと思っています。

そうすると、2つ目に、公と民の役割というのがあると思いますので、その役割を考えないといけないと思います。

さらに言うなら、民間の保育所・幼稚園は今までに私財を投入して運営してきているわけですから、それを、そうなることはないかもしれませんが、規模を縮小するか、廃業するか、休園にするとかになったら、それはどう考えていったらいいんだろうか、と考えています

3つ目に、地域の方々にどのようなニーズがあって、保育施設、教育施設を考えていくか、ということも大きな課題かなと思っています。

4つ目に、何より、こういうことを考えていく上では、やはりスケジュールが必要ではないでしょうか。

2030年には子どもの数が816人になるので、5年後にはこのたくさんある施設を減らしていくのか、または減らさないなら、定員をどのように減らし共存できるかということを検討するのが、この委員会の大きな役割ではないかと思っています。

急激に変化する無茶なやり方をすると市民の方の信頼を無くしますし、何よりも不安や不満があって、本当に市の財政を考えてやろうとしていることに到達できないの

ではないかと考えましたので、5年後・10年度どうするために、今、公立の施設をどうするか、民間の施設をどう考えていくかということは、同時に考えないと難しいのではないかと思います

〔議長〕

定員の話が出ましたが、資料⑦はあくまでも現在の人数から試算したもので、定員をどうするかというものではない、と解釈していいですか。

〔事務局〕

はい。資料⑦は、あくまでも今現在の人数で運営した場合の試算です。

〔議長〕

以前、子ども園を2園もしくは3園と提案させてもらった会議（事務局注：善通寺市学校等の在り方検討委員会）においても、公立と民間の関係性については議論がありましたから、そこを外しているということはありません。

また、定員についても、子どもの数が全体的に減っていくということですので、その辺の議論も十分できると思いますので、今のご意見を元に、議論を深めていきたいと思いますが、他の方はいかがですか。

〔委員 G〕

資料⑦の490人という人数は現時点の人数ということですが、それこそ数日前、全国ニュースで、日本の出生数が70万人を下回ったという話があり、大体年5%ぐらいの減少が続けているということで、これから先もっと大幅な減少が見込まれてくると言われる中で、この5%っていう今の減少率をかけただけでも、490人に95%を10回かけると、10年後には293人になってしまいます。

そうすると、こども園は一つでいいんじゃないか、といった話にもなってくるので、この辺りについての考え方であるとか、また、箱物としてそういったものを整備したとして、子どもの数が少なくなってきたときに、次市の施設としてどういうふうな施活用方法への転換ができるかとか、そうしたことまで考えていく必要があると思います。

そういったことも含めて、少しでもこの委員会で話し合いが進められたらなと思います。

〔議長〕

他はいかがですか。

〔委員 H〕

資料を拝見したところ、幼保連携型こども園として数が出されていますが、さきほどの説明において、4つの型があると説明がありましたが、幼保連携型以外はどのようなになっているのかを知りたいです。

幼稚園の園長会などで話し合った案なのですが、3園つくるとするならば、幼保連携型のこども園を2園として、1園は幼稚園として残すという案が一つ、二つ目の案として、保育所型のこども園1園と幼稚園型の認定こども園を2園としたらどうかなという案を話し合ってきました。

子どもの数の減少によって統合していくことは仕方のないことだと思っていますが、職員の立場や子どもの立場から考えて、保育所と幼稚園は同じ就学前の子どもを預かる施設ではありますが、保育所と幼稚園を統合するのは難しいのではないかなと思います。

それぞれこれまで受け継がれてきた伝統があり、職員はそのことを守りつつ、新しいことにも挑戦しています。

その中で、同じ就学前施設として、市立の幼稚園と保育所は互いをリスペクトしてきましたけれども、だからといって、それを一つに合わせるということは、簡単なことではないと考えています

県の園長会を通して、繋がりのある他市町のこども園の園長先生にもお尋ねしてみると、0・1・2・3歳児と3・4・5歳児に別れている方が、子どもの発達に合わせた遊びが展開しやすいということや、0歳から5歳の大人数になると、規模が大きくなりすぎて、職員間の共通理解や意思疎通も難しくなり、円滑な運営が難しいというお話を伺いました。

そう考えたとき、やはり、先生方に戸惑いが現れると、そのことが子どもに影響を及ぼすなど、支障が出てくるのではないかなと心配しています。

現在、善通寺市立の保育所・幼稚園では、ほとんどの子どもが0・1・2歳を保育所で過ごし、3歳児になると幼稚園へ入園しているので、それぞれがその特色を生かし

て、子どもたち一人ひとりに合った適切な環境の中で保育・教育ができていると思いますので、園長会としては、そういうところからも考えていただきたいなと思います。

〔議長〕

今のご意見は、園長会で話し合われた意見ということで、お聞きくださればと思います。

他にご意見はありますか。

〔委員 I〕

子どもの数が減っているので、統合などが必要というのは概ね理解はしていますけれども、保護者としては、なぜ保育所に預けるかという一番の理由は、近いからというのが、大半だと思います。

統合をされて大きくなって、おそらく同じ時間帯に密集するので、仕事に行く前に預けるのに時間がかかるようになるという障害が出てくるのかなと思いますが、そういうことを考えたら、地元というか、今のままで何がいけないのだろう、というのが正直な思いです。

〔議長〕

それぞれの立場からの意見というのもありますし、検討する材料が多いので難しいところだと思いますが、疑問点や色々な意見を出していただくというのが最も必要ですので、どんどん出していただきたいと思います。

〔委員 J〕

事業所名に聖母幼稚園が入っていないのですが、これはどういうことですか。

〔事務局〕

前回お示した幼稚園の現状に関する資料には入っていますが、今回は公立の幼稚園・保育所をこども園に統合するときの試算、という前提でしたので、入っていないということです。

次回に向けて、「ここが足りないんじゃないか」・「このような資料がほしい」・「このような視点が必要」といったご意見をいただいたら、そういった資料を作成してお出ししたいと考えています。

〔議長〕

検討材料として、こういう資料が必要だということがありましたら、ご意見をいただければ、事務局の方にそのような資料の準備をお願いします。

以前の会議もそうだったのですが、前回出てきた資料をまた出してきてとなると大変なので、前回の資料とこの資料を合わせたものが欲しいとか、検討しやすいようなものをこういうふうに作ってほしいとか、提案がありましたらお受けしたいと思います。また、全体を俯瞰できるような資料が必要になってくるとも思います。

〔委員 K〕

市内の 8 小学校や 8 幼稚園、また保育所の方にお邪魔することもあるのですが、他の委員さんがおっしゃっている 8 園の良さというところも良く分かるのですが、私が各園を訪問してすごく気になったのが、施設の老朽化についてです。

施設がだいぶ古くなっていると思うのですが、今後、8 つの園を継続していくとしたらどのぐらいの経費がかかるのか、また 2 園案だったり、3 園案であったり、新しい施設を建設するにあたって、どのぐらいの経費がかかるのか、将来的な目安となるところまでで、どのぐらいの経費がかかってくるのか、その財源的な担保っていうのが必要になってくるとも思いますので、そういったところも資料があればいいと思います。

大体、毎年どのぐらい修繕費用がかかっているのか、今後、何年をめどに、例えば 50 年なのか、40 年とか 30 年なのか分からないですが、建替などする必要が生じた際にはどのぐらいの経費がかかってくるのか、そういった金額的なところも検討する一つの要素として、どうかと思います。

〔委員 L〕

このような資料を作れるのかどうか分かりませんが、今日の資料において、この 2 園案・3 園案というのは市立の部分だけを取り上げたものなのかもしれませんが、私立の数字を組み込んだような、善通寺市の全子どもをカバーするようなシミュレーション表っていうものを作ることは可能ですか。

〔事務局〕

完全な予測をすることはできませんが、例えば人口の減少であれば、社人研・社会・人口問題研究所が人口予測を出していますので、それに基づいて、善通寺市でも今年

度において人口ビジョンというものを作っていますから、そういったものにより、人口減少の角度というのが2050年までの間について分かりますし、あとは現行の資料を基に、可能な範囲でそういった資料を作ることにはできると思います。

ただ、市立のこども園と民間の施設の人気のようなもの、親御さん達がどちらに流れるかといった予測に関しては、非常に難しいので、そういった点に関して、それぞれの分野でヒントとなるような情報などがあれば、教えていただきたいです。

〔委員 L〕

市内の全子どもをカバーした資料をお願いしたいです。公立と私立どちらに流れるかという予測は難しいかもしれませんが、可能な範囲でよろしくお願いします。

〔事務局〕

定員数の推移の視点も入れて、資料を作成してみます。

〔議長〕

他に意見はありますか。

〔委員 M〕

実際に他の自治体で、こども園の運営など見たことあるという委員さんが結構いらっしゃいますが、そういった施設と比較をしながら話を進めていった方がいいと思います。

私はこう思うというのを延々とやると全然前に進まないなので、比較的な話をしていった方が、どんどん前に進んでいくと思います。

〔議長〕

ありがとうございます。

以前の会議では、委員の皆さんで滝宮の施設を見学に行ったことがあります。

そういった経験を活かしていただくのは良いことですので、夜のこの時間帯というのは難しいと思いますが、ご希望があるようでしたら、事務局の方で調整・提案してもらいます。

今回は、現状を理解するという勉強会的な要素もあり、その中で疑問点を出していただくような形になりました。

それで、資料については、次回の会議までに事務局で作成していただき、それを踏

まえて議題を出していきたいと思います。

全体を通して、言い残したことなどありませんか。

〔委員 N〕

今日のテーマとは少し異なるかもしれませんが、施設を建設する候補地があるのかどうか、もちろん場所まで示していただかなくてよいですが、今後予定地があるのかどうかによって、建てるエリアによっては、先ほど出た奪い合いの件について、全然違う場所であればそんなに競合しないかと思いますが、そういった意味で、候補予定地があるのかどうかを教えてくださいたいです。

〔事務局〕

色々なケースが考えられると思いますが、一つ目としては、今現在市が所有している土地で、こども園を建てるのが可能な土地はあります。

もう一つは、学校再編をこれから行っていくので、その学校再編によって空く土地を利用するという方法があります。

最後は、民有地を買い上げて建てるという方法もあります。

〔議長〕

ご意見ありがとうございます。

私立の施設との関係性については、しっかり議論をしていかなければならないと思います。委員のご意見のなかで「役割」という言葉は使われたと思いますが、確かにそれぞれの役割はあると思いますし、施設を運営をするにあたり、私立の幼稚園・保育所の方々は、そういった議論をされていると思いますので、それを無くすことなく、一緒に善通寺市の教育・保育をやっていくという考えで進めていければと思いますので、ぜひ、今後もいろんな意見をぶつけ合って、協力して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次回は年明けになりますけれども、1月20日の月曜日となります。

時間は、同じ19時からですので、皆様お忙しいところだと思いますけども、ぜひ予定をすり合わせて、参加のほどよろしくお願いします。

場所は、本日と同じです。

年末のお忙しい中、参加いただきありがとうございました。

次回もぜひ、よろしくお願いします。

以上で議事は全て終了しましたが、事務局から、最後に何かありますか。

〔事務局〕

本日は年末のお忙しいところお集まりいただき、また、長時間にわたりありがとうございます。

次回の開催までに資料の方をお示ししたいと思いますが、お話がありましたとおり、人口の将来推計なども行いまして、それに基づく私立の施設も含めた資料を、できるだけご希望に添えるものを作成します。

また、その間に、「こんな資料が欲しい」ということがありましたら、教育委員会なり、子ども課なりにお伝えください。

本日は、ありがとうございました。

午後8時20分終了